

報告事項シ

国指定重要文化財の毀損について

国指定重要文化財の毀損について、別紙のとおり報告します。

平成25年11月18日

鳥取県教育委員会教育長 横濱純一

国指定重要文化財の毀損について

平成25年11月18日
文 化 財 課

国指定重要文化財「尾崎家住宅」（東伯郡湯梨浜町宇野）の門が毀損しましたので、報告します。

1 毀損した文化財の名称

- (1) 名 称 : 尾崎家住宅（平成25年8月7日指定）
- (2) 所 有 者 : 尾崎 千鶴
- (3) 所 在 地 : 東伯郡湯梨浜町宇野1518番地

2 文化財毀損の経緯と状況

(1) 経緯

- ・9月末の大震・暴風被害で「門長屋」北側妻壁が剥落。
- ・剥落箇所の被害拡大防止のため応急処置として、板で塞ぐ作業を実施する計画。
- ・作業にあたって壁の麓にある門の屋根に上がる必要があったが、柱等の腐朽が激しく、屋根に上がっての作業は困難であることから、施工業者（元請けの下請け業者）が所有者の了解を得ないまま取り外し作業を実施。
- ・11月7日（木）に当該部分が取り外されていることに所有者が気付き、湯梨浜町教委を経由して県にも報告。
- ・11月11日（月）担当者現地確認。所有者、施工業者（元請）、町教委立会い。建物が元に復元できるよう、図面の作成及び取り外された部材の番付を実施するよう施工業者に指示。

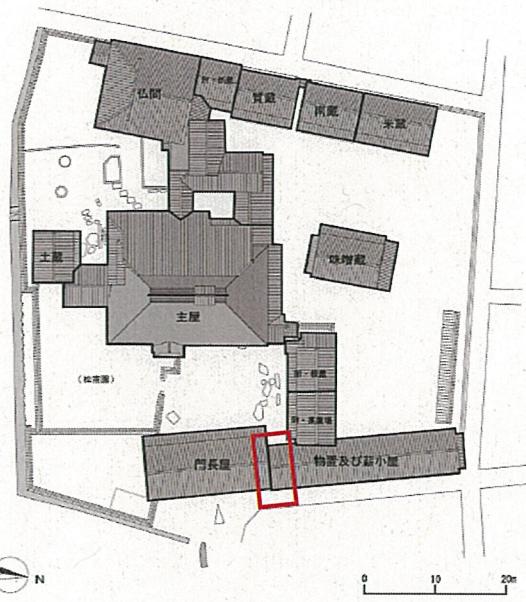
(2) 現況

- ・「門長屋」の妻壁応急処置は、指示どおり本体に釘打ちをすることなく、添木の上に合板・杉板を打ち付け、雨風が直接剥落した土壁に当たらないように施工されていた。
- ・門は解体されていないが、「門長屋」と「物置及び薪小屋」の間にかけられていた門の屋根がすべて取り外されていた。また一部、梁が切断されていた。
- ・取り外された材料は種分けされ、近接建物の軒下に全て保管されていた。
- ・取り外し作業中の写真も残されており、切断されたもの以外は、元の状態に復原することが可能（ただし、殆どの構造材の腐食が進行しており、元の位置に戻すのは構造的に困難と考えられる）。

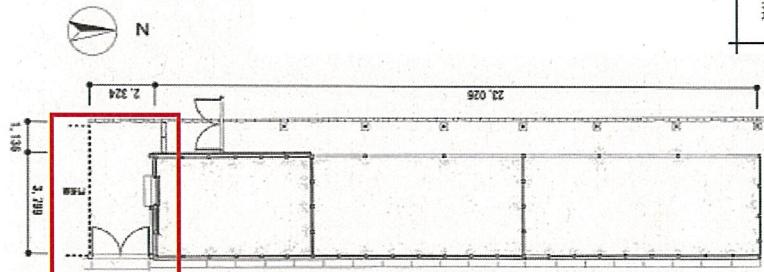
3 今後の対応

現地における復旧を前提とし、11月17日（日）に文化庁担当調査官が現地確認をし、これを受けて今後の対応方針等について協議中。

八	尾崎家住宅 (鳥取東伯郡湯梨浜町) 主屋	
佛間、南蔵、米蔵、質蔵、長屋門、增物置及び薪小屋		
九棟		
	面北行一九・六メートル、梁間一四・四メートル、一部二階、寄棟造、茅葺、面土蔵下屋造、附北桁行五・九メートル、梁間四・九メートル、二階建、切妻造、北面下屋造、附北桁行六・〇メートル、梁間五・〇メートル、二階建、切妻造、東面下屋造、附北桁行七・九メートル、梁間四・九メートル、二階建、切妻造、東面下屋造、附北桁行五・八メートル、梁間四・五メートル、二階建、切妻造、東面下屋造、附北桁行五・八メートル、梁間四・五メートル、切妻造、入母屋造、南面便所付、面土蔵造、附北桁行五・九メートル、梁間四・九メートル、二階建、切妻造、北面土蔵造、附北桁行六・〇メートル、梁間五・〇メートル、二階建、切妻造、東面土蔵造、附北桁行六・〇メートル、梁間五・〇メートル、二階建、切妻造、東面土蔵造、附北桁行五・八メートル、梁間四・五メートル、二階建、切妻造、東面土蔵造、附北桁行五・九メートル、梁間四・五メートル、切妻造、西面底付、北面門附属、木戸付、北面下屋附屬、桟瓦葺一部鉄板葺、メートル、梁間三・八メートル、切妻造、西面底付、桟瓦葺、メートル、梁間四・九メートル、二階建、切妻造、西面底付、桟瓦葺、メートル、梁間四・九メートル、二階建、切妻造、西面底付、桟瓦葺、メートル、梁間四・〇メートル、二階建、切妻造、	



配置図



物置き及び薪小屋平面図



毀損前の門（物置及び薪小屋附属）及び門長屋北側妻壁（平成24年秋）

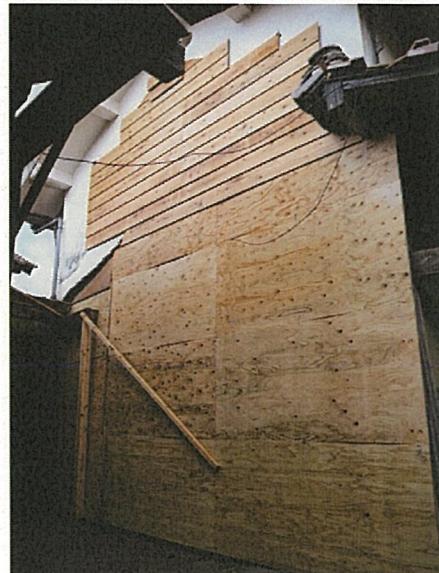


大雨で毀損した門長屋北側妻壁
(平成25年9月末)

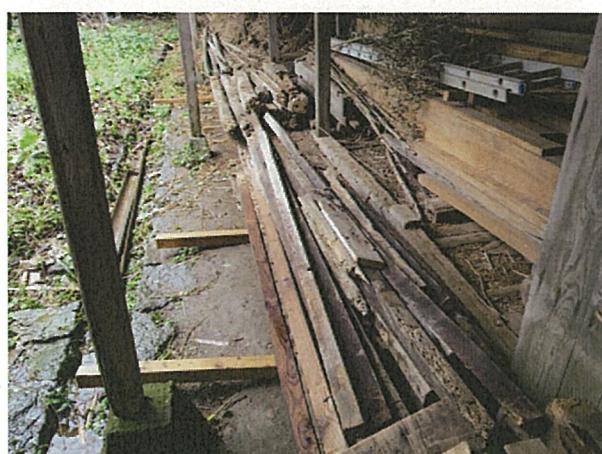
門（物置及び薪小屋付属）内部
南面



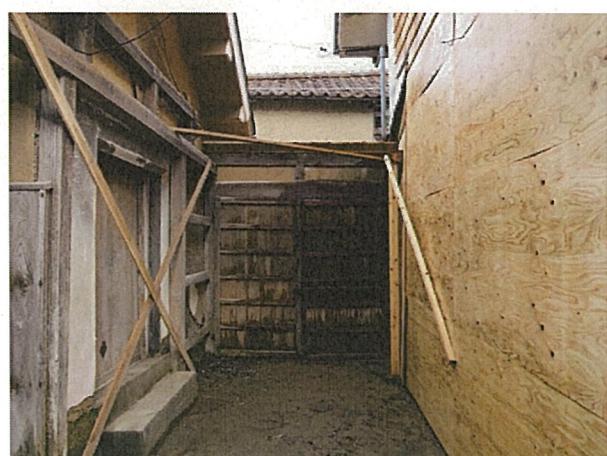
屋根が取り外された後の門
東面（平成25年11月8日）



門長屋北側妻壁の応急処置
(平成25年11月11日)



取り外された資材の保管状況
(平成25年11月11日)



屋根が取り外された後の門
西面（11月11日）